

第4期 高萩市障害福祉計画

第4期 高萩市障害福祉計画

第1章 高萩市障害福祉計画の基本的な考え方	1
第1節 基本理念.....	1
第2節 制度の概要.....	2
第3節 障害福祉サービスの種類と整備方針.....	3
第2章 障害福祉サービス等の利用実施及び必要見込み量	14
第1節 平成29年度に向けた目標値.....	14
第2節 障害福祉サービスの利用実績及び見込量.....	19
第3節 地域生活支援事業の利用実績及び見込量.....	25
第4節 障がい児支援事業の利用実績及び見込量.....	29
第3章 計画の推進	31
第1節 障害者福祉の推進.....	31
第2節 計画の推進体制.....	32
第3節 計画の評価・見直し(PDCAサイクル).....	33

第1章

高萩市障害福祉計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

市町村を基本とする身近な実施主体、障がい種別によらない一元的なサービスの実施

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害福祉計画の策定に当たっては、国が示す「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」を目指し、上記に掲げた3点を基本理念とします。

■「障がいのある人等の自己決定と自己選択の尊重」

障がいの種別・程度を問わず、障がいのある人自らその居住する場所を選択し、必要とする支援が受けられる施策を推進します。

■「市町村を基本とする身近な実施主体、障がい種別によらない一元的なサービスの実施」

市を障がい者福祉実践の中核と位置づけるとともに、障がい種別間に格差のない、均衡のとれた障害福祉サービスの提供を目指します。

■「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムの構築を推進します。

第2節 制度の概要

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律(障害者総合支援法)」となり施行されました。

障害者総合支援法では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが目的とされています。

■障害者総合支援法のポイント

①目的の改正

- ・目的規定の文中において、「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」という表現に代わって、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と新たに明記された。
- ・目的実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが位置づけられました。

②障がい者の範囲の見直し

- ・「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病等が加えられました。

③障害支援区分への名称・定義の改正

- ・「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

④障がい者に対する支援の見直し

- ・「共同生活介護(ケアホーム)」が「共同生活援助(グループホーム)」に統合されました。
- ・「重度訪問介護」及び「地域移行支援」の利用対象が拡大されました。
- ※重度訪問介護: 重度肢体不自由者を対象とするものから重度の知的障がい者・精神障がい者も対象とされました。
- ※地域移行支援: 「施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者」に加えて、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」も対象とされました。

⑤地域生活支援事業の追加

- ・法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受け、市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加されました。

⑥サービス基盤の計画整備

- ・PDCAサイクルにそって障害福祉計画を見直し、検証することが法定化されました。
- ・自立支援協議会の名称を地域の实情に応じて決められるようになり、当事者や家族が協議会の構成員に加わることが明記されました。

第3節 障害福祉サービスの種類と整備方針

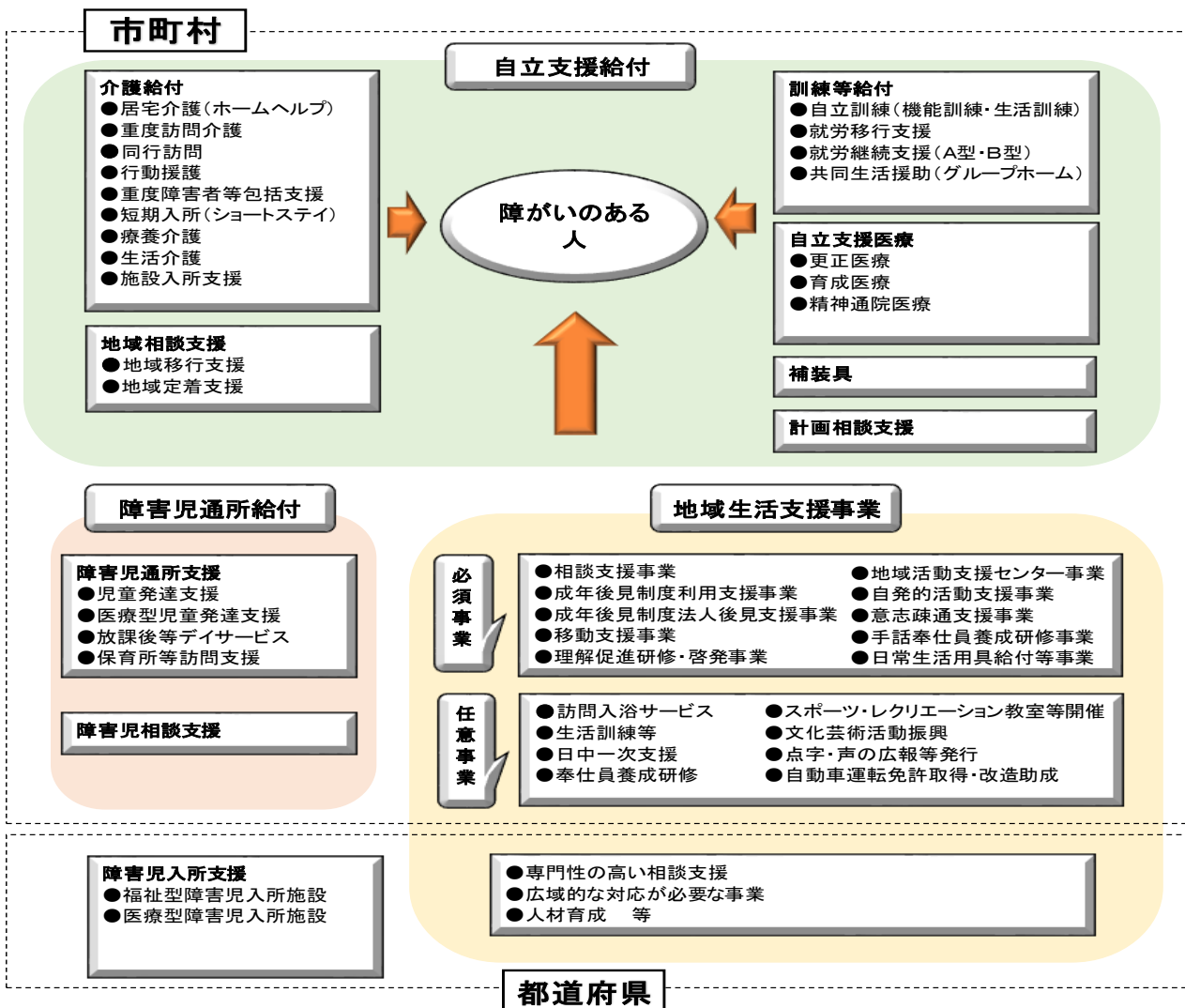
平成25年4月より、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、身体障害者手帳などの有無に関わらず、難病の方も心身の状況に応じて障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

障害者総合支援法の福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえて支給決定が行われる「障害福祉サービス」、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までの流れが異なります。

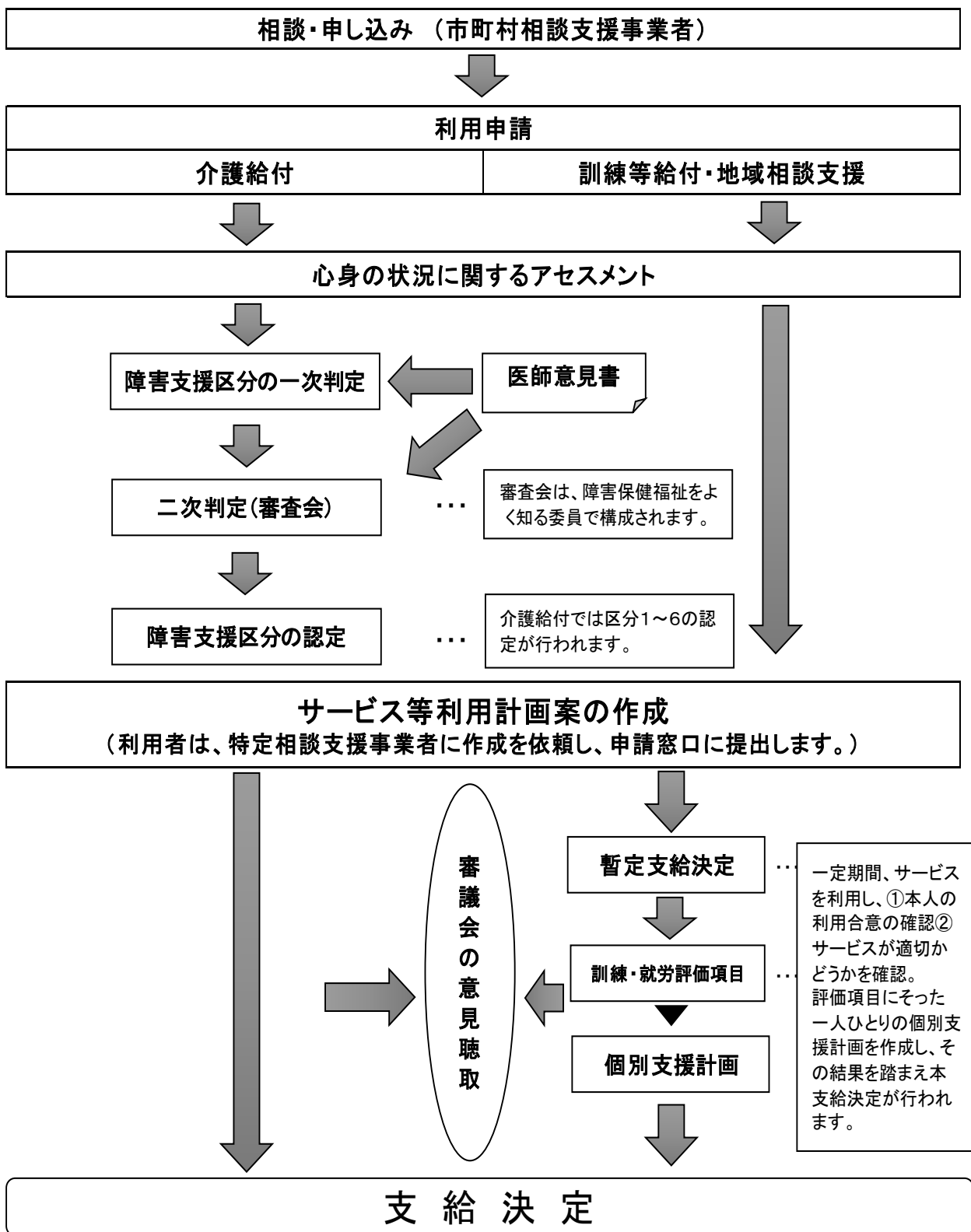
また、障がいのある児童の通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」に位置づけられました。

■福祉サービスの体系



資料:厚生労働省の資料を基に作成

■介護給付・訓練等給付の利用手続きの流れ



(1)障害福祉サービス【介護給付】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	内 容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分1以上(障がいのある児童にあってはこれに相当する心身の状態)である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	重度訪問介護	内 容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分4以上あって、下記のいずれかに該当する人。 ①二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人。 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	同行援護	内 容	外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。
		対 象 者	同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する人。
		サービス整備方針	市内には、同行援護を行っている事業所がないため、広域的な事業所においてサービスの必要量を確保します。
	行動援護	内 容	知的、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等が行動する際に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障がいのある児童にあっては、これに相当する心身の状態)である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。

訪問系サービス	重度障害者等包括支援	内 容	ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。
		対 象 者	障害者支援区分が区分6(障がいのある児童にあっては区分6に相当する心身の状態)であって、下記のいずれかに該当する人。 ①四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人。 ②四肢に麻痺等がある最重度の知的障がいのある人。 ③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人。
		サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
日中活動系サービス	短期入所(ショートステイ)	内 容	家族などの介護者の疾病、その他の理由により、施設に短期間、入所することができます。
		対 象 者	在宅の障がいのある人で、障害支援区分1以上か、在宅の障がいのある児童で、障害児短期入所区分1以上の者。
		サービス整備方針	利用者が必要とするときに、適正なサービス量を提供できるよう、事業所との連携を図ります。
	療養介護	内 容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		対 象 者	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人であって、障害支援区分が区分5以上の人等。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	生活介護	内 容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		対 象 者	障がいのある人(障害支援区分が一定以上ある人)。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
施設入所支援	内 容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	対 象 者	障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)。	
	サービス整備方針	障がいのある人の、住まいの確保に努めます。	

(2)障害福祉サービス【訓練等給付】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
日中活動系サービス	自立訓練	内 容	<p><機能訓練・生活訓練> 自立して日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p><宿泊型自立訓練> 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。</p>
		対 象 者	機能訓練は身体に障がいのある人と難病患者。 生活訓練、宿泊型自立訓練は知的障がいのある人と精神障がいのある人。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	就労移行支援	内 容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行います。
		対 象 者	障がいのある人。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	就労継続支援	内 容	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p><A型(雇用型)> 通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。</p> <p><B型(非雇用型)> 就労経験のある方等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。</p>
		対 象 者	障がいのある人。
		サ ー ビ ス 設 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	内 容	主として夜間において、共同生活を行う居住で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活向上の援助を行います。
		対 象 者	障がいのある人。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	障がいのある人の、住まいの確保に努めます。

(3) 障害福祉サービス【相談支援】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
相談支援	計画相談支援	内 容	障害福祉サービスの申請・変更時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
		対 象 者	障害福祉サービス及び地域相談支援利用者。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
地域相談支援	地域移行支援	内 容	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための支援を行います。
		対 象 者	活動に関する相談支援を行います。 ①障害者支援施設や療養介護施設に入所している人。 ②精神科病院に入院している精神障がいのある人。 ③生活保護法で規定する救護施設・厚生施設や刑務所・少年刑務所・留置所・少年院等に入所している障がいのある人(平成26年4月1日より)。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	関係機関等との連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図ります。
	地域定着支援	内 容	居住において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。
		対 象 者	①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人。 ②居宅において家族が同居している障がいのある人であっても、該当家族が障がい・疾病等のため緊急時の支援が見込めない人(障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む)。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	関係機関等との連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図ります。

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市が実施主体となって行う事業です。障がいの有無に関わらず、日常生活又は社会生活ができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業の実施を行うこととしています。

【必須事業】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
必須事業	理解促進研修・啓発事業 【新規】	内 容	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人への理解を深める研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
		サービス整備方針	研修会等を開催し、障がいのある人への理解を深められるよう努めます。
	自発的活動支援事業 【新規】	内 容	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ボランティア活動など)を支援します。
		サービス整備方針	高萩市社会福祉協議会と連携して活動に対する支援に努めます。
	成年後見制度利用支援事業	内 容	知的障がいのある人や精神障がいのある人等で、判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。
		対 象 者	知的障がい、精神障がい等の理由により、日常生活を営むのに支障がある人。
		サービス整備方針	事業の周知を図りながら、利用の促進に努めます。
	成年後見制度法人後見支援事業 【新規】	内 容	障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け、必要な研修の実施、法人後見活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。
		対 象 者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
相談支援機能強化事業	内 容	障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、関係機関との調整や、権利擁護のために必要な援助を行います。	
	サービス整備方針	それぞれの障がいに応じた相談支援体制の充実とともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。	

必須事業	基幹相談支援センター事業	内 容	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、相談支援体制の強化や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等の相談等の業務を総合的に行うものです。
		サービス整備方針	専門的な相談支援の充実に努めます。
	住宅入居等支援事業【新規】	内 容	賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。
		対 象 者	障がいのある人等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	手話通訳者・要約筆記記者派遣事業	内 容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記を行う者等の派遣などを行います。
		サービス整備方針	ニーズに応じた必要な派遣ができるよう事業を継続します。
	手話通訳者設置事業【新規】	内 容	市では、市役所での手続きを円滑にするため、窓口到手話通訳者の配置を目指します。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修【新規】	内 容	市の行事や会議等への聴覚障がいのある人の参加・参画、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。
		対 象 者	実施主体が適当と認めた人。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
日常生活用具給付等事業	内 容	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とします。	
	対 象 者	原則として、在宅の身体障がいのある人・知的障がいのある人・難病患者であって、該当用具を必要と認められる人。	
	サービス整備方針	ニーズに応じた適切な給付等を継続します。	

必須事業	移動支援事業	内 容	屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。
		対 象 者	屋外での移動に困難がある障がいのある人、障害福祉サービス(通院介助)の支給決定を受けていない人。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	地域活動支援センター機能強化事業	内 容	障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行ったり、社会復帰に向けた支援を行います。 <基礎的事業> 創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。 <機能強化事業> 基礎的事業に加え、地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います(Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施。Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します(※現在市内にはありません)。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等です)。
		対 象 者	精神障がいのある人。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	事業の周知を図りながら、利用の促進に努めます。

【任意事業】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
任意事業	障害者虐待防止対策支援事業【新規】	内 容	障がいのある人への虐待を防止するため、高萩市障害者虐待防止センターを設置し、障がいのある人への虐待に関わる通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の相談及び助言等を行うとともに普及啓発に努め、障がい者虐待防止体制の充実を図ります。
		サービス整備方針	事業の周知を図り、体制整備に努めます。
	日中一時支援事業	内 容	障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
		対 象 者	市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において見守り等をする人がいないため、一時的に支援が必要な人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	内 容	運転免許の取得または自動車の駆動装置等の一部改造を行うことにより、社会参加が見込まれる人に対し、免許取得費用又は改造に要する費用の一部を補助します。
サービス整備方針		事業の周知を図り、現状を維持します。	

(5)障がい児支援事業

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
通所支援	放課後等 デイサービス	内 容	就学している障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
		対 象 者	就学している障がいのある児童。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	児童発達 支援	内 容	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
		対 象 者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	保育所等 訪問支援	内 容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
		対 象 者	集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う障がいのある児童。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
相談支援	障害児相談 支援	内 容	サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。
		対 象 者	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童。
		サ ー ビ ス 整 備 方 針	相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。

第2章

障害福祉サービス等の利用実績及び必要見込量

第1節 平成29年度に向けた目標値

本計画を推進していくにあたって基本目標となる「施設・入院からの地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について、国の基本指針及び茨城県の策定方針を踏まえ、平成29年度段階での目標値を設定しました。この目標の達成が図られるよう、関係機関と連携し、障害福祉サービス等の充実に努めていきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成29年度末における地域生活に移行する人の数値目標を算出しました。

項目	国からの基本指針	
	現行	新
福祉施設から地域生活に移行	平成17年10月1日時点の入所者数の <u>3割以上</u> を移行(平成26年)。	平成25年度末時点の施設入所者数(47人)の <u>12%以上</u> を移行。
入所者数の削減	平成17年10月1日時点の入所者数から <u>1割以上</u> 削減(平成26年)。	平成25年度末時点から施設入所者数(47人)を <u>4%以上</u> 削減。

項目	数値	備考
第1期計画作成時の入所者数	63人	平成17年10月1日現在の入所者数
第2期計画作成時の入所者数	50人	平成20年10月1日現在の入所者数
第3期計画作成時の入所者数	46人	平成24年3月1日現在の入所者数
第4期計画作成時の入所者数	44人	平成26年10月1日現在の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	6人 (12%)	施設からグループホーム、家庭等へ地域移行を目指す者の数
【目標値】 削減見込	2人 (4%)	現状からの差引減少見込み数 ※

※ここでは、基本指針に基づき数値目標を算出していますが、施設入所支援の見込量(P75)は、地域の実情に合わせ基本指針とは別に設定しています。

(2)入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

数値目標については、都道府県のみを設定となり、独自には設定しませんが、入院中の精神障がいのある人が地域生活に移行できるよう、相談支援の充実など自立のための支援体制の整備に努めます。

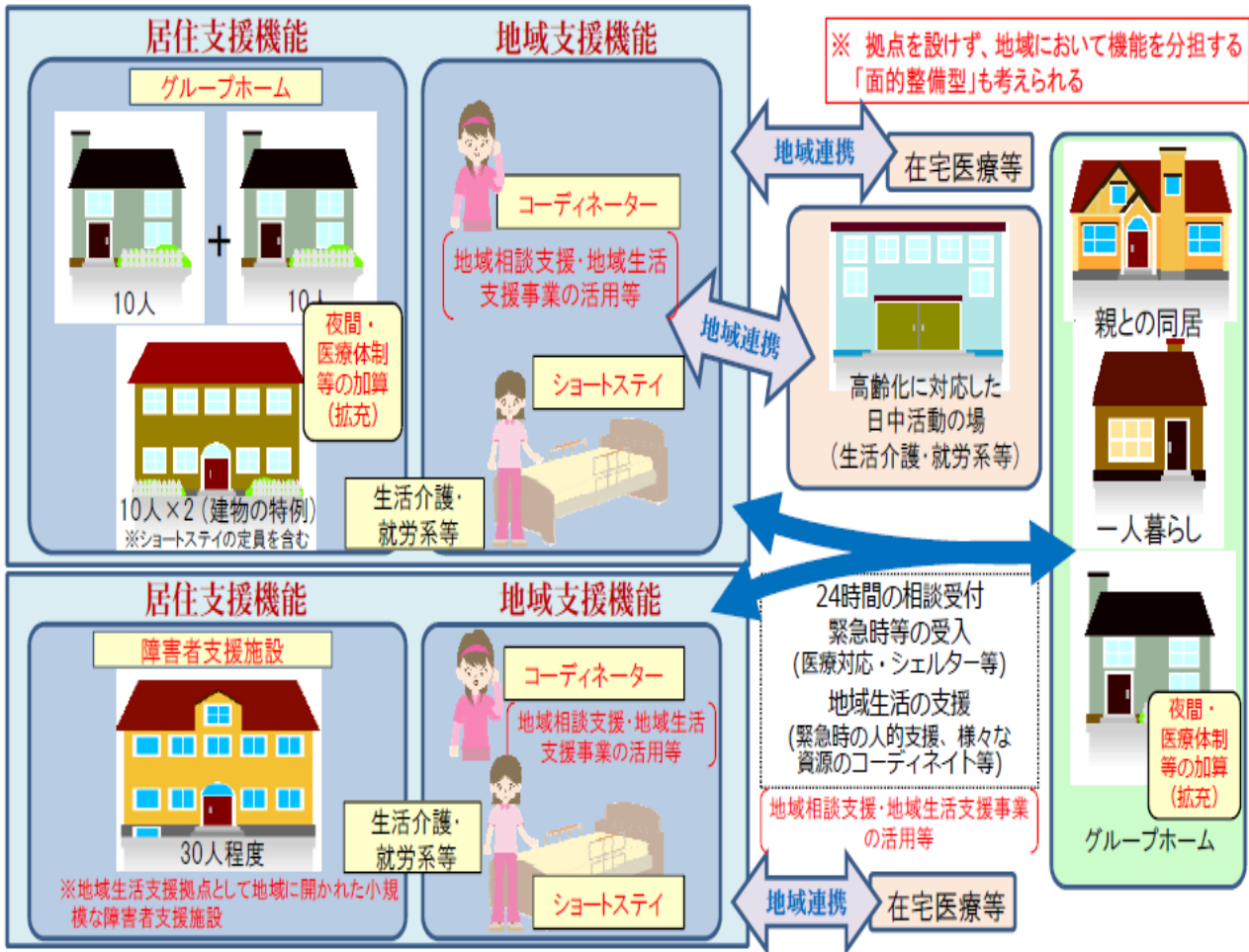
項 目	国からの基本指針	
	現行	新
入院後3ヶ月時点の退院率	・平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日調査時点より <u>7%相当分</u> 増加。 ・平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から <u>2割</u> 増加。	<u>64%</u>
入院後1年時点の退院率		<u>91%以上(目標都道府県平均)</u>
1年以上の在院者数		平成24年6月末時点から <u>18%以上</u> 減少。

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点について、平成29年度末までに少なくとも1つの拠点を整備することになっています。

項 目	国からの基本指針	
	現行	新
障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点	—	各市町村又は、各圏域に <u>少なくとも1つ</u> 整備。

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がい者施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度末までに一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

項目	国からの基本指針	
	現行	新
福祉施設から一般就労への移行者数	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上(平成22年～平成23年実績)。	平成24年度実績(0人)の <u>2倍以上</u> 。
就労移行支援事業の利用者数	・平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用。	平成25年度末の利用者(8人)から <u>6割以上</u> 増加。
就労移行支援事業所のうち就労移行率	・3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用。	就労移行率が3割以上の事業所(0事業所)を <u>全体の5割以上</u> 。

■福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	備考
第1期計画期間中の一般就労移行者数	1人	平成18年度から平成20年度にかけて施設を退所し、一般就労した者の数
第2期計画期間中の一般就労移行者数	0人	平成21年度から平成23年度にかけて施設を退所し、一般就労した者の数
第3期計画期間中の一般就労移行者数	2人	平成24年度から平成26年度にかけて施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】第4期計画期間中の一般就労移行者数	1人	平成27年度から平成29年度にかけて施設を退所し、一般就労する者の数

■就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
【基準値】就労移行支援利用者数	8人	平成25年度末に利用していた者の数
【目標値】就労移行支援利用者増加数	13人	平成27年度から平成29年度にかけての利用する者の数

■就労移行支援事業所のうち就労移行率

項 目	数 値	備 考
就労移行支援事業所数	1事業所	平成25年度末実績数
就労移行率3割以上の事業所数	0事業所	平成25年度末実績数
【目標値】4期計画期間中の就労移行支援事業所数	3事業所	平成27年度から平成29年度にかけての実績数
【目標値】4期計画期間中の就労移行率3割以上の事業所数	1事業所	平成27年度から平成29年度にかけての実績数

障がいのある人が地域において自立した生活を送る上で、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが求められています。高萩市は、北茨城市及び各種福祉団体と共に、平成20年12月に「障害者自立支援にかかる北茨城・高萩地区雇用連絡調整会議」を組織し、障がいのある人の就職の促進及び社会復帰の促進に関する対策について協議し、問題点等について情報交換を行っております。

今後も一般就労へ向けた就労支援事業の強化を図るとともに、地域における福祉施設と就労関係機関と連携し、障がいのある人の就労を促進していきます。

《参考資料》障害者雇用状況報告書調べ(平成26年6月1日現在)

項目 区分	企業数	算定の基礎となる 労働者数	障がい者数	雇用 率	雇用率達成 企業数	達成 率
全 国	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	38,760	44.7
茨 城 県	1,387	270,032.0	4,722.5	1.75	696	50.2
ハローワーク 高萩管内	44	6477.0	117.0	1.81	29	65.9

資料提供:ハローワーク高萩

第2節 障害福祉サービスの利用実績及び見込量

各年度における障害福祉サービス等の利用実績及び見込量を以下に示します。特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し月間における数量を見込んでいます。

また、月間の実績につきましては、月平均の数値となっておりますが、年間の実績につきましては、各年度末の数値となっております。ただし、平成26年度の年間の実績につきましては、平成27年1月末日現在のものとなります。

(1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 重度障害者等包括支援
- ⑤ 同行援護

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延利用 時間数	674	808	969
実績		389	396	454
達成率	%	57.7	49.0	46.9

① 居宅介護：自宅で入浴や排せつ、食事などの介護をします。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用 時間数	465	510	555

② 重度訪問介護：重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用 時間数	30	40	40

③ 行動援護：知的・精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用 時間数	38	38	38

- ④**重度障害者等包括支援**: 介護の必要性がとて高い人に、居住介護等複数のサービスを包括的に行います。現在、県内に重度障害者等包括支援を提供する事業所が無いため、見込量は設定しておりません。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用時間数	—	—	—

- ⑤**同行援護**: 視覚障がいにより移動に著しい困惑がある人に、外出時の同行、代筆や代読、排せつや食事の介護をします。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用時間数	0	15	15

(2) 日中活動系サービス

- ①**生活介護**: 常時介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動などの機会を提供します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	1,311	1,426	1,541
実績		1,085	1,091	1,144
達成率	%	82.7	76.5	74.2

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	1,220	1,250	1,280

- ②**自立訓練(機能訓練)**: 身体に障がいのある人を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施します。現在、自立訓練(機能訓練)を提供する事業所が本市及び近隣に少なく、近年における利用実績も無いため、見込量は設定しておりません。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	23	46	69
実績		0	0	0
達成率	%	0	0	0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	—	—	—

③自立訓練(生活訓練):知的・精神に障がいのある人を対象に、食事や家事などの日常生活能力向上の為の訓練を実施します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	100	120	140
実績		21	102	94
達成率	%	21.0	85.0	67.1

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	115	138	161

④就労移行支援:就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて知識・能力の向上に必要な訓練を実施します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	180	220	260
実績		173	189	124
達成率	%	96.1	85.9	47.7

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	175	190	205

⑤就労継続支援A型(雇成型):一般企業等で就労が困難な障がいのある人と、事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	23	46	69
実績		19	19	20
達成率	%	82.6	41.3	29.0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	20	20	20

⑥就労継続支援B型(非雇用型): 一般企業等で就労が困難な障がいのある人に対し、一定の賃金水準のもとで、継続した就労の機会を提供し、職場内訓練、雇用への移行支援サービスを行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	343	405	483
実績		315	535	594
達成率	%	91.8	132.0	123.0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	700	828	874

⑦療養介護: 医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人に対し、医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援をします。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	155	155	186
実績		163	182	214
達成率	%	105.1	117.4	115.1

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延日数	248	248	248

⑧短期入所: 介護者の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人に、施設において入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延日数	70	70	70
実績		40	17	18
達成率	%	57.1	24.2	25.7

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量(福祉型)	延日数	33	43	52
第4期計画見込量(医療型)	延日数	3	3	3

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム): 主に夜間において、共同生活を行う住居で日常生活上の世話等を提供します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	21	27	33
実績	(実人数)	17	19	25
達成率	%	80.9	70.3	75.8

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	28	31	34

② 施設入所支援: 入所施設にて、夜間や休日における入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供します。国の指針による目標値ではなく、地域の実情に合わせた数値で見込量を算定しています。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	50	50	50
実績	(実人数)	45	44	44
達成率	%	90.0	88.0	88.0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	44	44	44

(4) 相談支援

① 計画相談支援: サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	100	140	180
実績	(年間実人数)	0	14	91
達成率	%	0	10.0	50.6

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	175	185	195

②地域移行支援: 障害者支援施設等に入所、あるいは精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、地域に生活に移すための支援を行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	5	6	6
実績	(年間実人数)	0	0	0
達成率	%	0	0	0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	1	1	1

③地域定着支援: 居住において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	1	1	1
実績	(年間実人数)	0	2	2
達成率	%	0	200.0	200.0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	2	3	3

第3節 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人等が、日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業です。特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し年間における数量を見込んでいます。

(1) 地域生活支援事業【必須事業】

- ①理解促進研修・啓発事業：障がいのある人への理解を深めるために、地域の住民等に対して研修会やイベントの開催等を行います。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	実施の有無	有	有	有

- ②自発的活動支援事業：障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、障がいのある人に対する災害対策活動やボランティア活動等）に対して支援を行います。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	実施の有無	有	有	有

- ③相談支援事業：障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供、サービス利用の支援をします。また、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活への支援をします。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	箇所	—	—	—
実績		1	1	1

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	箇所	1	1	1

- ④基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、相談支援体制の強化や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネーター等の相談等の業務を総合的に行うものです。

- ⑤相談支援機能強化事業：市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	設置の有無	有	有	有

- ⑥住宅入居等支援事業：賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

⑦成年後見制度利用支援事業:知的障がいのある人や精神障がいのある人等で、判断能力が不十分である一定の用件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	—	—	—
実績	(実人数)	0	0	0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	1	1	1

⑧成年後見制度法人後見支援事業:成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑨日常生活用具給付等事業:重度障がいのある人に対し、自立支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	70	75	80
実績	(実人数)	50	53	69
達成率	%	71.4	70.7	86.3

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
種 目		第4期計画見込量		
①介護・訓練支援用具	件 (延件数)	5	5	5
②自立生活支援用具		4	4	4
③在宅療養等支援用具		5	5	5
④情報・意思疎通支援用具		3	3	3
⑤排せつ管理支援用具		620	640	660
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2	2	2

※排せつ管理支援用具については、継続的に給付するものであり、1人1か月分の給付を1件として年間の累計を計上しています。

⑩移動支援事業：屋外での単独移動が困難な障がいのある人等の外出について支援します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	15	16	17
実績	(実人数)	19	14	12
達成率	%	126.7	87.5	70.6

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	17	17	17
	時間 (延時間数)	1,150	1,150	1,150

⑪地域活動支援センター機能強化事業：創作活動または生産活動の機会の提供に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援を行います。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
第3期計画見込量	人 (登録実人数)	20	20	20	
実績		I型	7	7	8
		II型	0	0	0
		III型	12	12	12
達成率	%	95.0	95.0	100.0	

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	I型	1 [22]	1 [22]	1 [22]
	II型	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	III型	1 [14]	1 [14]	1 [14]

⑫手話通訳者・要約筆記者派遣事業：障がいのある人に手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	1	2	2
実績	(実人数)	2	1	1
達成率	%	200	50	50

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	件 (実件数)	3	4	5

⑬手話通訳設置事業：市役所での手続きを円滑にするため、窓口到手話通訳者を配置する事業です。県内市町村の実施状況や内容等を参考に、実施に向けて検討していきます。

⑭手話奉仕員等養成研修事業：日常生活が円滑にいくような手話技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。県内市町村の実施状況や内容等を参考に、実施に向けて検討していきます。

(2)地域生活支援事業【任意事業】

①日中一時支援事業：障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	15	15	15
実績	(実人数)	18	14	10
達成率	%	120.0	93.3	66.7

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	15	15	15
	時間 (延時間数)	1,600	1,600	1,600

②身体障害者自動車運転免許取得費用助成事業：自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	—	—	—
実績	(実人数)	0	0	0
達成率	%	—	—	—

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	1	1	1

③身体障害者自動車改造等助成事業：自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	1	1	1
実績	(実人数)	1	2	1
達成率	%	100.0	200.0	100.0

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	1	1	1

第4節 障がい児支援事業の利用実績及び見込量

障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考えは、子ども・子育て支援法に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。また、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、障害福祉サービス等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、障がいのある児童及びその家族に対して身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要になっています。

障がい児支援の基盤整備の計画を設定するにあたっては、次に掲げる事項について、特に配慮が必要となってきます。

- ①子育て支援にかかる施策との連携
- ②教育との連携
- ③障害児通所支援の方針策定

ここでは、特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し月間における月平均の数量を見込んでいます。また、月間の実績につきましては、月平均の数値となっておりますが、年間の実績につきましては、各年度末の数値となっております。ただし、平成26年度の年間の実績につきましては、平成27年1月末日現在のものとなります。

(1) 障害児通所支援

- ①放課後等デイサービス
- ②児童発達支援

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	延利用日数	450	475	500
		実績	281	423
達成率	%	62.4	89.0	81.2

- ①放課後等デイサービス：就学している障がいのある児童に、授業の終了後や長期休暇等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用日数		480	525	570

- ②児童発達支援：未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用日数		48	58	68

③**保育所等訪問支援**: 保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	延利用日数	5	5	10

(2) 相談支援

①**障害児相談支援**: サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	人	—	—	—
実績	(年間実人数)	3	2	32
達成率	%	—	—	—

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画見込量	人	71	76	82

第1節 障害者福祉の推進

(1) 医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障害福祉施策の実施にあたっては、障害福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がいのある子どもがその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達がすすむためには医療機関と教育機関の連携が必要です。このように、様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

(2) 障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障害者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見した時の通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

市では、「障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待発生時の対応や再発防止への取り組み、関係機関との連携・調整を行うなど、障がい者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため市では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されます。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しています。また、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

これに先立つ形で、県では平成27年4月からは「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」も施行されます。

市では、これらの社会的障壁を取り除き、障がいのある人が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

(4) 障がいのある人の安全対策の推進

障がいのある人の安全な暮らしを確保するために、災害の発生から障がいのある人を守り、災害時の避難誘導や救助を円滑にする地域の防災体制づくりが求められています。

市では、「地域防災計画」に基づいて、東日本大震災を教訓とし、自主防災組織の結成を推進していますが、特に視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由などの障がいのある人は、災害時や緊急時の対応が遅れがちとなり、被害にあう可能性が高いと考えられることから、災害時等の安全確保のための対策を一層充実していく必要があります。

その他、日常生活の中での交通安全の確保や、障がいのある人や高齢者が安全・快適に移動できる交通環境についても整備していく必要があります。

第2節 計画の推進体制

(1) 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるように、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

(2) 市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

(3) 地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人誰もが高萩市民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

(4)市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる高萩市を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を目指します。

(5)関係団体の役割

障がい者団体や特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

第3節 計画の評価・見直し(PDCAサイクル)

障害福祉計画の達成状況については設定した成果目標等をもとに、高萩市地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画や事業の見直しを行います。

